

## 住宅確保要配慮者 専用賃貸住宅改修事業

住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備に係る事業を公募し、国が、当該整備に要する費用の一部を補助します。

### 事業主体

専用住宅の所有者である賃貸人、サブリース業者等

### 補助対象 工事

- ① 共同居住用住居に用途変更するための改修・間取り変更工事
  - ② バリアフリー改修工事
  - ③ 防火・消火対策工事
  - ④ 子育て世帯対応改修工事
  - ⑤ 耐震改修工事
  - ⑥ 居住のために最低限必要と認められた工事
  - ⑦ 居住支援協議会等が必要と認める改修工事
- ※ 上記工事に係る調査設計計画(インスペクションを含む)も対象

### 補助額と 限度額

補助額：  
改修工事に要する費用の1/3以内の額  
限度額：50万円/戸  
※上記①、②、③、④、⑤を実施する場合は50万円/戸を加算

### 入居者

- 高齢者世帯    ○ 障害者等世帯
- 子育て等世帯    ○ 新婚世帯
- 被災者世帯    ○ 外国人世帯
- 収入が15万8千円以下のもの
- 賃貸住宅供給促進計画に定める住宅確保要配慮者

### その他

住宅確保要配慮者専用の住宅として10年以上登録するものであること等

※詳しくは、スマートウェルネス住宅等事業推進室  
(<http://snj-sw.jp/>)にお問い合わせください。

✉ [snj@swrc.co.jp](mailto:snj@swrc.co.jp) ☎ 03-6265-4905



## 外国人入居支援 通訳者派遣事業

山梨県居住支援協議会では、外国人が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるよう、賃貸借契約締結の場において、通訳者を派遣します。

### 対象者

賃貸借契約締結にあたり、言語において支障のある外国人

### 派遣費用

無料

### 派遣場所

賃貸借契約を締結する場所  
(不動産店等)

### 対応時間

契約に係る2時間程度

### 対応言語

英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語等

### 申込方法

申込書\*を協議会に提出

### 申込期間

毎年度 7月頃～2月頃\*

※詳しくは、事務局までお問い合わせください。

通訳者の派遣は、(公財)山梨県国際交流協会  
(山梨県国際交流ボランティア人材バンク)に依頼するものです。

## 山梨県居住支援協議会ホームページ

山梨県居住支援協議会のホームページでは、住宅確保要配慮者に有益となる居住支援情報や、住まい探しに役立つ物件検索サイトをご覧になることができます。



山梨県居住支援協議会 検索  
<http://yamanashi-kyoju.com/>



やまなしで暮らすみなさまに、  
あんしんできる住まいを

# 居住支援 のご案内

新たな住宅セーフティネット制度を  
活用して、住宅確保要配慮者の  
民間賃貸住宅への円滑な入居を支援します。



## 山梨県居住支援協議会

《事務局》

公益社団法人 山梨県宅地建物取引業協会

〒400-0853 山梨県甲府市下小河原町237-5 (山梨県不動産会館内)  
TEL:055-243-4300 FAX:055-243-4301

お願い

# 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録をお願いします

## 登録基準

### 【規模】

- 原則床面積が25㎡以上

### 【構造・設備】

- 消防法、建築基準法等に違反しないもの
- 耐震性があること
- 一定の設備（便所、台所、収納、浴室等）を設置していること

### 【その他】

- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと
- 基本方針・賃貸住宅供給促進計画に照らして適切であること等

## 登録手続き

- 必要書類 ●

申請書・問取函・誓約書 等

- 提出方法 ●

『セーフティネット住宅情報提供システム』からオンラインで申請してください。

<http://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>



- 提出・問い合わせ先 ●

山梨県 県土整備部 建築住宅課 / ☎055-223-1730

(甲府市内の物件については甲府市が提出・問い合わせ先となります)

甲府市 まちづくり部 住宅課 / ☎055-237-5812

## 山梨県居住支援協議会とは？

山梨県居住支援協議会は、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、「住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）」の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や、不動産関係団体・福祉関係団体・外国人支援団体が連携し、借主と貸主の双方に住宅情報の提供等を行うことを目的に、活動しています。

## 住宅確保要配慮者とは？



その他、法および省令で定められている者をいいます。

## 居住支援協議会



○事務局:(公社)山梨県宅地建物取引業協会



### 不動産関係団体

- (公社)山梨県宅地建物取引業協会(事務局)
- (公社)全日本不動産協会山梨県本部
- (公財)日本賃貸住宅管理協会山梨県支部
- (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会山梨県支部

### 福祉関係団体

- (福)山梨県社会福祉協議会

### 外国人支援団体

- (公財)山梨県国際交流協会

### 地方公共団体

- |          |         |        |          |
|----------|---------|--------|----------|
| ● 甲府市    | ● 北杜市   | ● 早川町  | ● 忍野村    |
| ● 富士吉田市  | ● 甲斐市   | ● 身延町  | ● 山中湖村   |
| ● 都留市    | ● 笛吹市   | ● 南部町  | ● 鳴沢村    |
| ● 山梨市    | ● 上野原市  | ● 富士川町 | ● 富士河口湖町 |
| ● 大月市    | ● 甲州市   | ● 昭和町  | ● 小菅村    |
| ● 韮崎市    | ● 中央市   | ● 道志村  | ● 丹波山村   |
| ● 南アルプス市 | ● 市川三郷町 | ● 西桂町  | ● 山梨県    |

※山梨県では居住支援法人の指定をしております。